

高松市監査委員告示第10号

地方自治法第199条第12項前段の規定により、工事監査（随時監査）の結果等に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により、当該通知に係る事項を、次のとおり公表します。

平成22年8月13日

高松市監査委員	谷本繁男
同	吉田正己
同	森川輝男
同	小比賀勝博

工事監査（随時監査）の結果等に基づく措置について

第1 平成20年度工事監査（随時監査）の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

1 檀浦幼稚園園舎増築工事について

(1) 廃棄物処理を適正にすべきもの

ア 措置を講じた部課名 都市整備部建築課

イ 措置通知日 平成22年4月23日

ウ 指摘した事項に対する措置内容等

(ア) 改善を要する事項

本工事に伴って発生する産業廃棄物の処理に関しては、分別することなく4トンコンテナに一括して収集されていたので、建設副産物適正処理推進要綱第5章(建設廃棄物)第20の規定に基づき、産業廃棄物の再資源化を促進するため、廃棄物の種類に応じ、小型のコンテナに切り替えるなどして、分別収集を適正に行うよう措置を講じられたい。

(イ) 措置された内容

現在、施工中の工事については指導し、今後の工事においても指導することとした。

(2) コンクリート工事の施工管理を適正にすべきもの

ア 措置を講じた部課名 都市整備部建築課

イ 措置通知日 平成22年4月23日

ウ 指摘した事項に対する措置内容等

(ア) 改善を要する事項

コンクリートの打設状況を調べると、1階コンクリート壁の打ち上がり状態の中に充填不良（じゃんか）があり、それをモルタル補修したのが見られたが、型枠解体後の異常発見に伴う監督職員への報告がなされていなかったため、平成19年度版公共建築改修工事標準仕様書8章7節打込み後の確認等の規定に基づき、主要構造部に影響のあるような欠陥が認められた場合、直ちに監督職員に報告し、補修は監督職員の指示を受けた方法により行わせるよう適正な措置を講じられたい。

(イ) 措置された内容

コンクリート打設不良に関する公共建築改修工事標準仕様書に基づく監督職員への報告について、現在、施工中の工事については指導し、今後の工事においても指導することとした。

第2 平成20年度工事監査（随時監査）の結果に付した監査委員の意見に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

1 檀浦幼稚園園舎増築工事および高松第一高等学校中館校舎等耐震補強工事について

(1) 工程管理について

ア 措置を講じた部課名 都市整備部建築課

イ 措置通知日 平成22年4月23日

ウ 監査委員の意見に対する措置内容等

(ア) 意見を付した事項

本工事の基本工程表を調べると、それに基づき、月間(週間)工程表が作成され、定例会議でも工程管理が確認されており、概ね適切な工程管理が行われていると認められるものの、工程管理をより計画的に行うためには、工事関係者全員が工事全体の流れを把握し、各種の工程調整が円滑に行われるように、基本工程表に施工計画書や施工図の提出時期を明記するなど、時宜を得た工程管理が行われるよう指導されたい。

(イ) 措置された内容

現在、施工中の工事について、工程表に施工図、計画書の提出時期を明記するよう指導し、今後においても指導することとした。

2 檀浦幼稚園園舎増築工事について

(1) 仮設構造物について

- ア 措置を講じた部課名 都市整備部建築課
- イ 措置通知日 平成22年4月23日
- ウ 監査委員の意見に対する措置内容等

(ア) 意見を付した事項

本工事の計画建物の周辺については、歩行者が多い生活道路の道路境界となっているにもかかわらず、幼稚園側からの要望に配慮し、仮囲いの高さは1.2メートルとしていたものの、建設工事公衆災害防止対策要綱第4章(仮設構造物)第23で、工事期間中、原則として工事現場の周辺にその地盤面からの高さが1.8メートル以上の板べいその他これに類する仮囲いを設けることと規定されていることから、今後は、適正な仮囲いを使用し、十分な安全確保に努められたい。

(イ) 措置された内容

仮囲いについては、施設管理者と安全確保についての打合せを行い、今後は、建設工事公衆災害防止対策要綱に基づく適正な仮囲いを使用するよう施設管理者と協議する中で、現場の状況により適切に対応し、安全確保を図ることとした。